

令和3年3月18日

報道機関各位

音楽教室訴訟原告および弁護団
音楽教育を守る会

音楽教室訴訟 知的財産高等裁判所判決について
(事件番号 令和2年(ネ)10022号)

音楽教室事業者(個人も含む)が、JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)に対して、「音楽教室における演奏については著作物使用にかかる請求権がない」ということの確認を求めた控訴審において、本日、音楽教室事業者243名に対して、知的財産高等裁判所は判決を言い渡しました。

今回の判決は、生徒の演奏には著作物使用料が発生しない、と認めていただいた一方で、同じレッスンの中での教師の演奏には著作物使用料を支払う必要があるというものです。

我々が訴訟を提起した出発点は、「音楽を学ぼうとする生徒が、楽器を弾けるようになるために行う毎回の練習や、生徒の上達をサポートするために教師がお手本を示すことについてまで著作物使用料が発生するというのは、理にかなったことではなく、社会一般の感覚とあまりにかけ離れているのではないか。」との疑問です。

真に音楽文化の発展を考えるのであれば、民間の音楽教室における音楽教育の重要性について十分な配慮がなされなければなりません。それが音楽の裾野を広げ、楽曲の利用を拡大することとなり、ひいては権利者のみなさまの利益にかなうこととなるはずです。

今後の方針については、明日3月19日に臨時総会を開催し意見を集約し、報道機関の皆様にご報告をさせていただきます。

※令和3年3月22日(月)13時より、司法記者クラブにて記者会見を予定しております。

以上